

第 2 回 国と地方の協議の場

地方創生の推進について

平成 26 年 10 月 21 日

地方創生担当大臣 石破茂

基本方針

平成26年9月12日
まち・ひと・しごと創生本部決定

1. 基本目標

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

- (1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
 - ・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。
- (2) 「東京一極集中」の歯止め
 - ・地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。
- (3) 地域の特性に即した地域課題の解決
 - ・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。
 - ・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。
 - ・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。

3. 検討項目と今後の進め方

(1) 検討項目

各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。

- ① 地方への新しいひとの流れをつくる
- ② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る
- ⑤ 地域と地域を連携する

(2) 今後の進め方

まち・ひと・しごと創生本部は、人口減少克服・地方創生のための「司令塔」として、まち・ひと・しごと創生会議等における議論を統括し、必要な施策を随時実行していく。このため、国と地方が総力をあげて取り組むための指針として、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を年内にも決定するとともに、地方における取組を積極的に支援していく。

政策の企画立案・実行に当たっては、地方創生担当大臣において調整し、一元的・効果的・効率的に政策を実施する。

4. 取り組むに当たっての基本姿勢

人口減少克服・地方創生のためには、具体的な政策目標を掲げ、その実現に向けて従来型の発想にとらわれず英知を結集し、あらゆる効果的な政策手段を総動員しなければならない。「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となる。本部員は、こうした点を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組む必要がある。

- ① 的確・客観的な現状分析と将来予測を踏まえた、中長期を含めた政策目標（数値目標）を設定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い政策を集中的に実施する。「バラマキ型」の投資などの手法は採らない。
- ② 各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開する。例えば、地域再生のためのプラットフォームを整備するとともに、地方居住推進のためのワンストップ支援や小さな拠点における生活支援など、同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施する。
- ③ 人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築を図り、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度についてこうした方向に合わせて検討する。
- ④ 地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する。国と地方及び地方自治体間で連携・協働するとともに、地域に根ざした民間の創意工夫を後押しする。
- ⑤ 現場に積極的に向き、地域における先進・成功事例だけでなく、成功には至らなかった事例も含め、得られた知見を今後の政策展開に生かす。

まち・ひと・しごと創生法案の概要

目的 (第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の創出

基本理念 (第2条)

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣

副本部長(予定)：
内閣官房長官
地方創生担当大臣

本部長：
上記以外の全閣僚

まち・ひと・しごと創生
総合戦略(閣議決定)
(第8条)

案の作成
実施の推進

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

実施状況の
総合的な検証

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第9条)

勘案

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日(創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から1か月を超えない範囲内で政令で定める日)

地域再生法の一部を改正する法律案の概要

背景

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）

- 各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化
- 地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築

＜本件に関する連絡先＞
内閣官房地域活性化統合事務局
（問い合わせ担当窓口）
TEL: 03-5510-2475

地域再生計画の各段階での課題

（これまで1,690件の認定
（現在475件実施中）

I. 地域再生計画の作成

- ・現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
- ・総合コンサル支援の継続

II. 地域再生計画の認定

- ・各省の計画をワンストップで運用してほしい

III. 認定地方公共団体への支援

- ・事業実施に当たって、どこかで総合的に調整してほしい

IV. 認定地方公共団体への支援

- ・予算など、もっと幅広い支援をしてほしい

1. 計画の作成フェーズ

- 国に対する新たな支援措置等の提案制度を創設（第4条の3）
- 国に対し、支援措置の内容、法令解釈について確認（第5条第11項～第14項）

2. 計画の申請・認定フェーズ

- 認定手続・提出手続のワンストップ化
- ・地域再生計画の認定で他の計画も同時に発効（第17条の5～第17条の7）
- ✓ 中心市街地活性化基本計画（中心市街地活性化法）
- ✓ 構造改革特別区域計画（構造改革特区法）
- ✓ 産業集積形成等基本計画（企業立地促進法）
- ・地域再生計画と一括提出を可能に（第6条の2）
- ✓ 都市再生整備計画
- ✓ 地域公共交通網形成計画 等

3. 計画の実施フェーズ

- 内閣総理大臣による事務の調整・勧告（第10条の2）
- 中心市街地の賑わいを後押し
- 構造改革特区の規制緩和を同時に実現
- 企業誘致とインフラ整備を一体で推進
- コンパクトシティや地域の公共交通等の地域再生施策と一緒に企画・立案

4. 新たな特別の措置

- 農林水産業の振興のため6次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例等（第17条の2～第17条の4）
- （例）
農畜産物の加工・販売施設等を整備し、農山漁村における雇用創出・所得確保

5. その他の改正

- ・地域産業資源の活用や医療・介護に関する施策との連携を明示（第3条の2）
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構との連携を明示（第3条の3）
- ・地方公共団体の要請に応じ国の職員を派遣（第34・35条）
- ・地域活性化に関する施策をインターネットで一元的に情報公開（第36条）

予算・税制措置

法改正とは別途
地域再生を推進するための
予算・税制について
要求・要望
（平成27年度概算要求）
（平成27年度税制改正要望）

「長期ビジョン」及び「総合戦略」に関する論点

「長期ビジョン」の趣旨

50年後に1億人程度の人口を維持することを目指し、日本の人口動向を分析し、将来展望を示す

<論点>

I 人口の現状と将来展望

1. 日本の人口減少をどう考えるか。

- ・日本は、2008年をピークとして人口減少時代へ突入し、今後一貫して人口が減少し続けると推計されている。
- ・地域によって状況が異なり、地方では本格的な人口減少に直面している市町村が多い。

2. 人口減少が経済社会に与える影響をどう考えるか。

- ・人口減少により、経済規模の縮小や国民生活の水準が低下する恐れがある。

3. 「東京一極集中」の問題をどう考えるか。

- ・地方から東京圏への人口流入は続いており、特に若い世代が東京圏に流入する。

4. 人口減少に歯止めをかけることの意味をどう考えるか。

- ・出生率の改善が早期であるほど、その効果は大きい。

II 目指すべき将来方向と今後の基本戦略

1. 目指すべき「将来方向」をどう考えるか。

- ・将来にわたって活力ある日本社会を維持することが基本方向。
- ・国民の、地方移住や結婚・出産・子育てといった希望を実現する。

2. 取り組むべき「政策目標」をどう考えるか。

- ・人口減少克服・地方創生に正面から取り組むとともに、地域の特性に即した対応や制度全般の見直しを進めていく必要がある。
- ・以下の中長期的な政策目標を提示する。
 - ①若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
 - ②東京圏への人口の過度の集中の是正
 - ③地域の特性に即した地域課題の解決

3. 今後、この問題にどのような姿勢で臨むべきか。

- ・国民的論議を喚起し、人口減少は国家の根本に関わる問題であるとの基本認識を共有し、中長期的な目標を掲げ継続的に取り組む。
- ・地域住民の参加も得る形で、地方の発意と自主的な取組を基本とし、国がそれを様々な面で支援していく。

「総合戦略」の趣旨

「長期ビジョン」を基に、
今後5か年の政府の施策の方向性を提示する

<論点>

I 取組にあたっての基本的姿勢

○どのような基本的考え方の下で取組を進めるのか。

- ・中長期を含めた政策目標を設定し、効果検証を厳格に実施
- ・「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開
- ・地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援

II 政策分野ごとの取組の例

1. 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・地方移住希望者の支援
- ・企業等の地方移転・地方採用・遠隔勤務
- ・地方大学等の活性化

2. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ・地域産業基盤の強化（人材、雇用、事業基盤等）
- ・個別産業の基盤強化（サービス産業、製造業、農林漁業、観光、医療福祉等）

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目」のない支援
- ・多子世帯・三世帯同居の支援
- ・育休拡充など「働き方」の改革
- ・企業・業界の取組支援

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

- ・中山間地域等の地域の絆の中で、小さな拠点における生活サービス支援
- ・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における地域インフラ・サービスの集約・活性化（地域の土地利用、公共施設・公共サービス・公立病院等の集約・活性化）
- ・大都市圏における高齢者医療・介護対策、国土形成計画の見直し

5. 地域と地域を連携する

- ・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」の推進

国と地方の連絡調整関係スケジュール

